

平成27年度 事業運営方針
平成27年度 重点目標
平成27年度 事業計画
平成27年度 一般会計及び特別会計収入支出予算書総括表
平成27年度 一般会計収入支出予算書
平成27年度 特別会計収入支出予算書
平成27年度 事業別財源別一覧表

平成27年度

事業計画書

並びに収入支出予算書

目 次

1	平成27年度 事業運営方針	3
2	平成27年度 重点目標	4
3	平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画	4
4	平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計及び特別会計収入支出予算書総括表	15
5	平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計収入支出予算書	17
6	平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会特別会計収入支出予算書	21
7	平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業別財源別一覧表	22

平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業運営方針

この1月1日、三浦市は市制施行60周年を迎えました。

実は我が三浦市社会福祉協議会も三浦市の施行と時を同じくして設立されたのですが、そのことは、あまり知られていません。

今から60年前に任意団体として産声をあげた当協議会、初代会長を務めたのは、私の祖父にあたる当時の三浦市長、川崎喜太郎です。私事になってしまいますが、あれから60年、私がこうして会長を仰せつかっていることを考えると、特別の感慨を抱かざるを得ません。平成27年度は、こうした節目の年にあたるのです。

この大切な年に、当協議会は、5つの重点事業をもって臨む考えです。

そのひとつが、総合相談事業のさらなる充実です。なかでも、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援事業がこれに加わることは、特筆すべきことでしょう。生活困窮者の支援に向けては、重要な4つの基本的な視点があると考えられています。①自立と尊厳②つながりの再構築③子ども・若者の未来④信頼と支えあい—がそれで、これを①包括的・個別的②早期的・継続的③分権的・創造的な3つの支援方策によって実現しなければなりません。我々は、こうした理念の実現に最も重要なファクターを「総合相談力」と位置付けています。当協議会では、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業や法人後見の受任、ボランティア・市民活動の推進、就労支援事業の実践、地域包括支援センターの受託や介護保険事業の実施、そして、障害児者の相談支援事業の実施など多様な相談窓口を持っているわけですが、この複数の相談機能を再統合し、包括的に生活困窮者を支援することが、今、強く求められています。一方で、地域社会に潜在する生活問題をその地域社会の中で解決しようという試みは、つまり、日常生活圏域において、総合相談システムを地域社会の特性を活かしながら構築することと同義でもあります。それはまさに、社会福祉協議会に課せられた使命でもあります。ことさら我々が、

この総合相談力の獲得に傾注する理由もそこにあります。生活困窮者自立支援事業への取り組みは、地域福祉を推進するためのツールであり、生活困窮者の支援のみをゴールとするものではありません。生活困窮者自立支援事業への取り組みを通して地域福祉のさらなる推進をめざすことにあるのです。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けて邁進する覚悟です。そのための土台づくりとして、福祉コミュニティの創造と福祉人材の養成に全力を傾けます。具体的には、地方自治法に基づいて指定管理する三浦市地域福祉センターにリハビリルームと地域の高齢者らが自由に使用できる市民交流ルームを新設し、当該施設が本来の役割を果たせるようリニューアルするとともに、介護予防の新たな拠点として再生させます。

なお、人材養成に関しては、局内に「介護職従事者等人材養成・研修センター」を併設し、専任の担当主幹を配置する考えです。

平成27年度予算は、これらを新規事業として予算編成されました。

もとより、その道のりは多難なものとなるでしょう。しかし、だからこそ市民協働の姿勢を崩すことなく、山積する生活課題の解決に向けて確実なる歩みを進める所存です。

平成27年3月

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
会長 川崎 喜正

重点目標

- 1 総合相談事業（生活困窮者自立支援事業）の充実
- 2 地域リハビリテーション事業の充実と地域包括ケアシステムの整備
- 3 福祉コミュニティの創造
- 4 福祉人材養成事業の充実
- 5 三浦市社会福祉協議会設立 60 周年事業の実施

新会計区分

事業区分	拠点区分	サービス区分	サービス区分の細区分	事業内容
社会福祉事業区分	地域福祉推進事業拠点区分	法人運営	法人運営事業	▼理事会・評議員会▼人件費
			調査研究企画広報事業	▼三浦市民生活向上会議▼社協みうらの発行▼ホームページの運営▼
			基金運営事業	▼老人福祉振興基金▼地域福祉振興基金
		地域福祉推進事業	三浦市総合福祉センター運営事業	▼三浦市における市民活動の中核拠点の運営
			ボランティアセンター運営事業	▼ボランティアセンターの運営▼ボランティア・市民活動助成金の配分▼地域福祉推進モデル事業▼高齢者等地域サロンの実施
			障害児者余暇支援事業	▼障害児者運動支援事業（スプラッシューズ）▼障害児者乗馬訓練（かっぼの会）▼皆で海に親しむ会▼きらきらキッズ▼
			援護事業	▼行路人对策
		人材養成研修事業	介護職従事者等人材養成・研修センターの運営	▼組織内職員の研修▼組織外職員の研修
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	▼共同募金配分金事業
		総合相談支援事業	「安心館」の運営	▼地域包括支援センター「おまかせ」の運営 ▼居宅介護支援事業所「アンド」の運営
福祉なんでも相談「はにかみ屋」の運営	▼指定相談支援事業所「エール」の運営			

			自立生活支援センター「いっしょ」の運営	▼法人後見事業▼日常生活自立支援事業▼生活福祉資金の貸付▼生活困窮者自立支援法事業の実施
	介護保険事業拠点区分	介護保険事業	老人デイサービス事業	▼通所介護
			小規模居宅介護支援事業所「はつらつ」事業	▼小規模居宅介護支援事業所
	障害者自立支援事業拠点区分	障害児者自立支援事業	障害者就労支援事業	▼就労継続支援B型事業所「どんまい」
			障害者デイサービス事業	▼就労移行支援事業
			児童デイサービスHUGくみ	▼地域活動支援センター
収益事業	収益事業拠点区分	三浦市総合福祉センター貸館事業	三浦市総合福祉センター貸館事業	▼三浦市総合福祉センター貸館事業

平成 23 年 7 月 27 日付で、厚生労働省から社会福祉法人新会計基準の制定にかかる通知がありました。

これによって、新会計基準については、平成 24 年 4 月 1 日から適用されましたが、平成 27 年 3 月 31 日（平成 26 年度決算）までの間は、従来の会計基準によることができる一とする経過措置期間が設けられたため、三浦市社会福祉協議会でも、この経過措置期間は旧会計基準を準用してきたわけです。今般、この経過措置期間が満了することから、三浦市社会福祉協議会も平成 27 年度より新会計基準に移行することとしました。先の役員会・評議員会において、新会計基準の制定を受けて全国社会福祉施設経営者協議会が作成した「社会福祉法人モデル経理規程」に基づく規程の改廃などの事務手続きを済ませたところです。上記新会計区分は、この経理規程に基づくものです。

国は、会計基準を改正した背景として、次の 3 点を挙げています。

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成 1 2 年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」（略称）や「老健準則」（略称）等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

そして、新基準の基本的な考え方は次のとおりとなります。

- ◆社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とする。
- ◆法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。
- ◆新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月）、企業会計原則等を参考とする。

本事業計画書並びに収入支出予算書は、こうした理念に基づいて作成しています。

一般会計事業

平成27年度社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	<p>法人運営</p> <p>①法人運営事業</p>  <p>本会では、顧問弁護士の狩倉博之氏に加え、2名のアドバイザー・スタッフを配置している。1名は、NPO法人「かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」の理事長で、社会福祉法人唐池学園貴志園の園長、富岡貴生氏。同氏には、発達障害全般とケアプランの作成におけるアセスメント技法や処遇困難事例に関するアドバイスを求めている。</p> <p>もう1名は、相談支援センターゆいまーるの所長、田中晃氏。成年後見制度に精通していることから、この分野の助言を仰げるようになっていく。(左から狩倉氏、富岡氏、田中氏)</p>	  <p>三浦市社会福祉協議会は、特定の対象者や地域だけではなく、幅広く地域福祉を推進する「高い公共性」と「自主性」を併せ持つ団体として、市民各層からのご参画を得て、その運営にあたっています。実際にその運営に携わるのは、理事12名、監事3名、そして、評議員31名の総勢46名です。理事は、経営の執行責任を担い、監事は、業務の執行状況や財産の状況などを監査します。そして、評議員が、理事の選任や予算決算の承認などの重要事項を議決することとなります。なお、理事(常勤者を除く)、評議員、監事は、無報酬となっており、運営の財源は、会費と三浦市からの補助金、そして介護報酬などで賄われています。</p> <p>理事会の補助機関としての役割を担う事務局では、会員の増強・受配、三浦市総合福祉センターの運営、社会福祉大会の実施、苦情処理委員会の設置といった役割を担っています。</p>  



会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	②調査研究企画広報事業	<p>(1)三浦市民生活向上会議 住民主体の地域福祉活動を推進するために「三浦市地域福祉活動計画」の進捗状況の管理や地域の課題の解決にむけて活動する三浦市民生活向上会議を組織・運営しています。また、本会議をより効果的に推進するため、「活動評価促進部会」、「福祉のまちづくり検討部会」、「ボランティア活動推進部会」の3つの部会を設けています。</p> <p>(2)社協みうらの発行 紙媒体による情報発信としての「社協みうら(広報誌)」を発行しています。奇数月に発行し、各事業報告や、地域のさまざまな社会福祉活動を紹介。ウェブサイトでもバックナンバーをご覧いただけます。また、ボランティア・サークル「ひばりの会」による最新号の音訳もお聴きいただけます。</p> <p>(3)ホームページの運営 写真や動画を満載したホームページを開設し、鮮度の高い情報をタイムリーに供給する仕組みを構築する。(↓トップページの画像)</p> 
		③基金運営事業	<p>(1)老人福祉振興基金 (2)地域福祉振興基金 高齢化の進展を睨んで初代会長が創設した老人福祉振興基金及び地域福祉振興基金の造成に努めます。</p>

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	地域福祉推進事業 ①三浦市総合福祉センター運営事業	 <p>三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市総合福祉センター」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。収益事業の収益は、全てこのセンター運営事業に充当されています。センターには、ボランティア・市民活動を促進するために、パソコンや印刷機などを置き、大小会議室もご用意しています。</p>
		②ボランティアセンター運営事業	<p>三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動の振興に寄与すべく①情報サービス(情報の収集と提供)②アドバイザー・サービス(相談助言活動)③コーディネーション・サービス(需給調整活動)④学習プログラム・サービス(学習支援活動)⑤活動プログラム・サービス(活動メニューの開発と提供活動)⑥ネットワーキング・サービス(活動者・組織間の連携促進活動)⑦拠点サービス(活動拠点や資・機材の提供活動)⑧マネージメント・サービス(活動者の組織運営支援活動)⑨研究情報サービス(調査研究活動)⑩アドボカシー・サービス(社会提案への支援活動)を提供するなどして総合的にボランティア・市民活動を支援をしています。</p> <p>この他に、ボランティアセンターが取り扱う主な業務は以下のとおりです。</p> <p>(1) ボランティア・市民活動助成金の配分 (2) 地域福祉推進モデル事業の実施 (3) 高齢者等地域サロンの実施</p>
		③障害児者余暇支援事業	 <p>(1) 障害児者運動支援事業(スプラッシュヤーズ) (2) 障害児者乗馬訓練(かっぼの会) (3) 皆で海に親しむ会 (4) 障害児夏のお泊り会 (5) きらきらキッズ (核家族化などにより家族機能が低下する中で、子育てに奮闘する「ママさん」たちを応援しようと、未就学児とその家族を対象とした「遊びの広場」を設けていきます。)</p>

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	④援護事業	<p>(1)災害緊急援護事業(災害時に被災者に見舞金を支給します。)</p> <p>(2)交通遺児援護事業(交通事故により、保護者が死亡または重度障害者になった交通遺児に対し激励金を支給します。)</p> <p>(3)行路人援護事業(市内を徘徊する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付します。)</p> <p>(4)紙オムツ支給事業</p> <p>(5)肢体不自由児入浴サービス事業</p>
		人材養成研修事業(新規) ①介護職従事者等人材養成・研修センターの運営	 <p>事務局内(三浦市総合福祉センター)に介護職従事者等人材養成研修センターを新設し、体系的・継続的に介護職従事者など福祉人材を養成し、また、当該者のスキルアップに寄与するような研修機会を設けていきます。</p>
		共同募金配分金事業 ①共同募金配分金事業	<p>共同募金の配分金を広く用いて、紙オムツの支給やボランティア活動の促進など地域福祉事業を推進します。共同募金の配分金は、三浦市社会福祉協議会にとって最も優良な財源の一つです。</p>
		総合相談支援事業 ①安心館の運営 ※安心館の開所によって、当該者はその属性に関わらず、ワンストップで相談に受けられるようになります。但し、それぞれの事業は法令に基づいて独立し、守秘義務などのコンプライアンスに努めています。事業間の利益供与ないし便宜のための一体化ではありません。一方で、各相談事業が横断的に連携し「おかえりなさいプロジェクト」を実施するなど、オール社協で当該ケースにとって最善の方法で支援することを旨とします。	<p>(1)地域包括支援センターおまかせの運営</p>  <p>介護保険法に基づいて、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う「地域包括支援センター」を運営します。平成 27 年度から従来の3職種(看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャー)に加え、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターの 5 名体制で地域包括ケアを推進します。</p> <p>(2)居宅介護支援事業所アンドの運営</p> <p>介護保険法に基づき、介護利用者が適切に介護サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼のもと、介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅介護サービスの計画を立案するサービスを新規におこないます。</p>


会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	1 地域福祉推進事業拠点区分	<p>②福祉なんでも相談「はにかみ屋」の運営</p>	 <p>市民の利便性に鑑み、三浦海岸駅前という好立地に、相談機能を兼ね備えた三浦市社会福祉協議会のアンテナショップを設ける。このアンテナショップには、市内作業所の製品を展示できるスペースを設けるなど、地域福祉のインフォメーションセンターとしての役割も担う。 また、この「はにかみ屋」を本拠として、障害児者の相談支援事業所「エール」の運営にあたります。</p>
		<p>③自立生活支援センター「いっしょ」の運営（新規）</p>  <p>法律相談事業にあたるのは、本会の顧問弁護士でもある狩倉総合法律事務所の狩倉博之弁護士である。</p>	<p>新設する自立相談支援センター「いっしょ」において、以下の事業を実施します。</p> <p>(1) 法人後見事業(法律相談事業) (2) 日常生活自立支援事業 (3) 生活福祉資金の貸付 (4) 生活困窮者自立支援法事業(新規)</p> <p>①自立相談支援事業②就労促進のための支援事業③家計相談支援事業④貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業⑤緊急支援物資給付事業(下図はその概念図)</p>  <p>図-5</p>

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	2 介護保険事業拠点区分	介護保険事業 ①老人デイサービス事業 (高齢者デイサービス湯ごころ)	高齢者デイサービス事業所「湯ごころ」の運営  三浦市地域福祉センターにおいて、介護保険法に基づき、通所介護(要介護度1~5)予防通所介護(要支援1・2)の介護認定を受けた要介護高齢者を対象に、生活支援や家族の介護負担軽減を目的に入浴・リハビリ・レクリエーション・食事提供・介護相談等に応じるデイサービスを実施しています。
		②小規模居宅介護支援事業所 「はつらつ」事業	小規模多機能型居宅介護支援事業所はつらつの運営  三浦市総合福祉センターにおいて、介護保険法に基づき実施している小規模多機能型居宅介護事業は、デイサービスの利用者が訪問サービスやショートステイといったサービスを包括的に利用できるサービスです。25名を定員とし、小規模できめ細かいサービスを提供しています。
	3 障害者自立支援事業拠点区分	①障害者就労支援事業(新規)	 これまでの就労継続支援B型事業に併せて就労移行支援事業を実施する。名称も就労支援センター「どんまい」と改め、いわゆる「ダイレクトB問題(特別支援学校を卒業するなりB型を利用すること)」に対応していく。本来、B型事業の利用は「企業に勤めたけれど、さまざまな事情で離職した」とか「企業就労を目指したものの、就職先のご縁がなかった」あるいは「年齢が50歳を超え、企業就労はなかなか難しい」といった当該者を対象とした事業であることから、地域移行支援事業を実施することによって、より法の理念に則った事業展開を実践することになる。

会計区分	拠点区分	事業名	備考
一般会計	3 障害者自立支援事業拠点区分	<p>②障害者デイサービス事業 (障害者リハビリデイサービスゆずりハ)</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、創作活動やレクリエーション、年数回の社会適応訓練や身体状況に応じた入浴等のデイサービスを提供しています。また、専門職による機能訓練によって、より地域生活を豊かにしていただけるよう支援していきます。</p> <p>とりわけ、平成 27 年度は「リハビリ」に力を入れる考えで、総合相談事業との連携によって「おかえりなさいプロジェクト」にも取り組みます。これに併せて、事業の実施場所である三浦市地域福祉センター内に特設リハビリルームを新設します。下図はそのイメージです。</p> 
		<p>③児童デイサービス HUG くみ</p>	<p>放課後等児童デイサービス事業とは、児童福祉法にもとづいて実施する発達支援事業と放課後等デイサービスの総称で、これを三浦市総合福祉センターにおいて実施します。</p> <p>学校・家庭とは異なる第三の『居場所』として子供たちの成長を支援します。</p>  <p>HUGくみの様子</p>

特別会計事業

平成27年度社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画

会計区分	拠点区分	事業名	備考
収益事業	1 収益事業	三浦市総合福祉センター貸館事業 ①三浦市総合福祉センター貸館事業	 <p>三浦市総合福祉センターの一部を民間の介護保険事業者に賃貸し、その収益を全額地域福祉事業に還元する定款上の「収益事業」となります。</p>

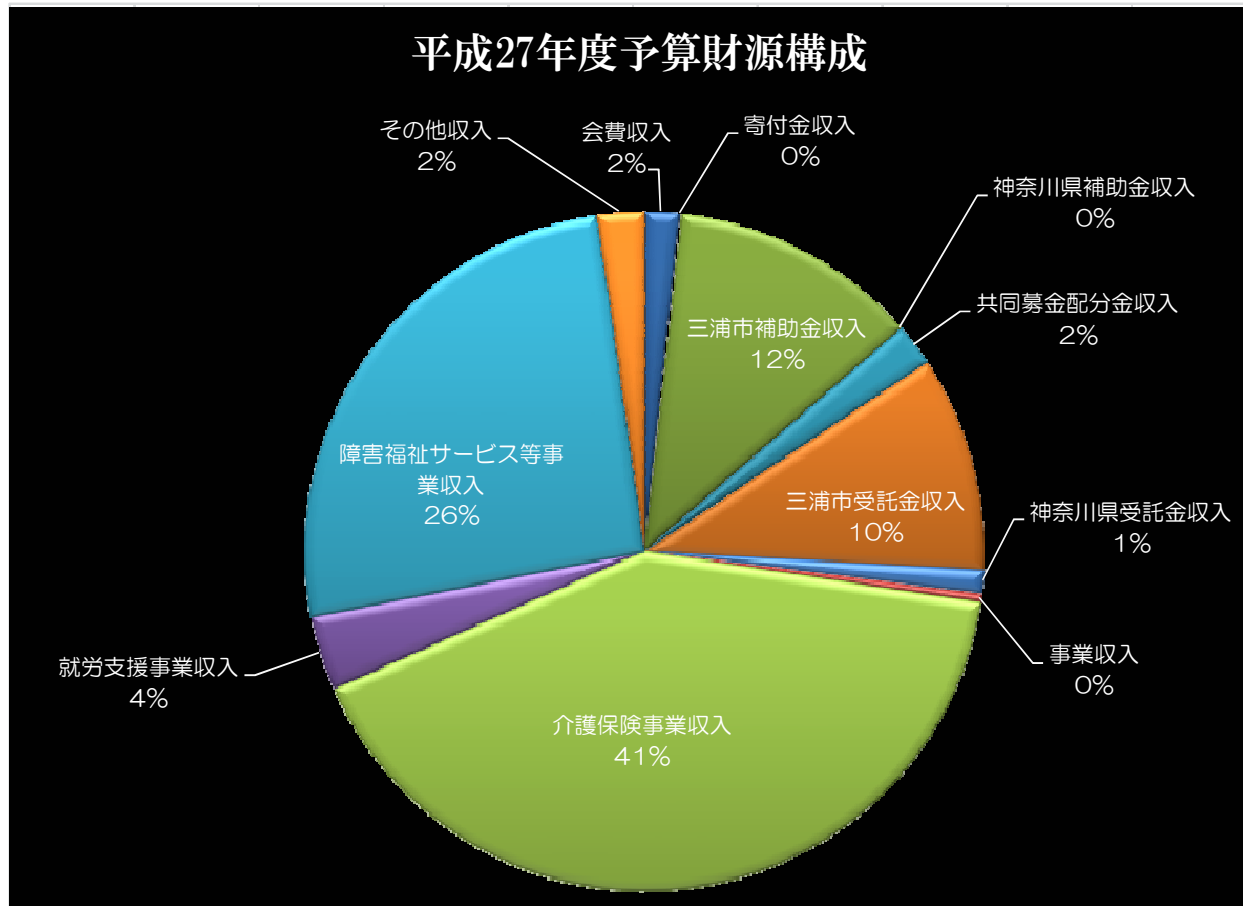
平成27年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

一般会計及び特別会計収入支出予算書総括表

(単位：千円)

拠点区分	本年度予算額
一 般 会 計	322,226
特 別 会 計	6,600
合 計	328,826

平成 27 年度予算財源構成比率



平成 27 年度における財源構成比率は、左グラフのとおりとなります。

会費を除く事業収入で7割を超えています。いわゆる事業型社協と呼ばれる所ですが、収入の6割強を地域福祉事業に繰り入れていることを考えると（残額は各基金の造成と三浦市総合福祉センターの修繕費用に充当）、「事業型社協」というよりも社会福祉協議会の使命を順守した“経営型社協”という表現の方がより妥当かも知れません。

三浦市からの補助金は1割強。地方自治法において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（第232条の2）とされており、これを根拠に補助していただいたものです。

委託事業に関しては役務の対価となりますが、例えば同じく地方自治法に基づいて指定管理する三浦市地域福祉セ

ンターなどは、昨年度から委託料ゼロで、これを受託し施設管理をおこなっています。これについても、介護保険事業等の収益が充てられています。